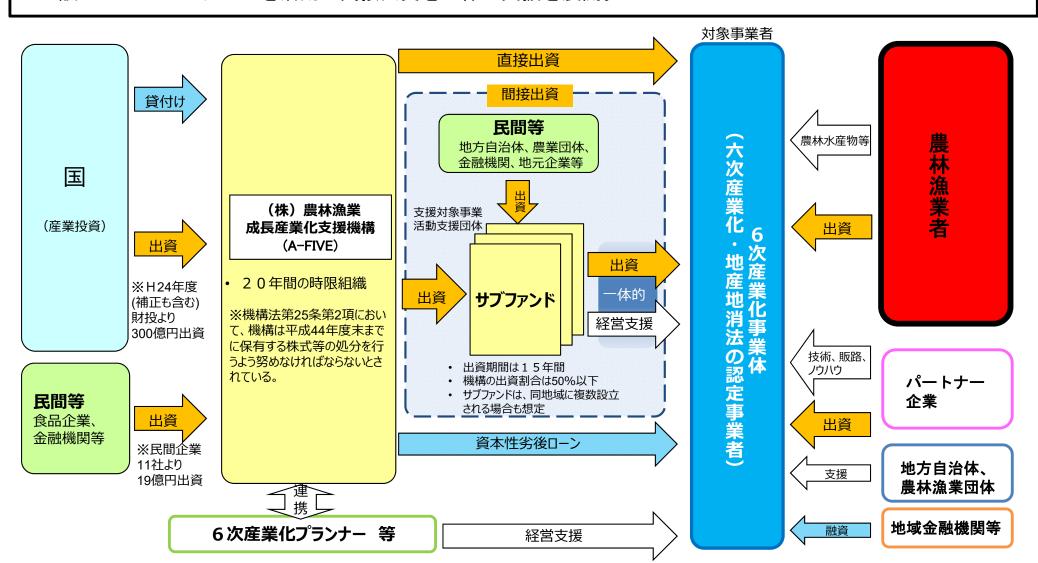
農林漁業成長産業化支援機構における今後の収支の見通し及び新規業務等について

平成29年6月

農林水産省 食料産業局

A-FIVEの出資スキームについて

- A-FIVEは、農林漁業者が主体となった6次産業化の取組に対し、出資及び劣後ローンによる資金面における 支援と、出資後における販路開拓等の経営支援を一体的に実施。
- 〇 6次産業化の取組は各地域の農林漁業に由来する地域に根ざした取組が中心となるため、A-FIVEと各地銀等が設立したサブファンドを活用し間接出資を主体に支援を展開。



A-FIVEの出資状況について

- O A-FIVEの設立以降、農林漁業成長産業化ファンドの実績は、出資決定数で112件、出資決定額で83.6億円と 着実に増加。
- 一方で6次産業化の取組は、資金力が必ずしも十分ではない農林漁業者を起点とした、地域での取組が中心となるため、出資件数に比して出資金額は必ずしも大きな規模とはなっていないのが現状。
- このような中で、A-FIVEにおいては平成27年度から直接投資への取組を本格化する等出資拡大に注力。

出資決定案件 112件 出資決定額 83.6億円(うちA-FIVE分49.28億円)

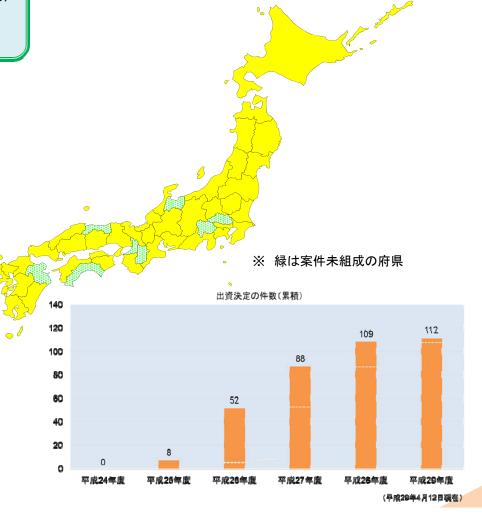
A-FIVE 直接出資 2件 出資決定額 15.01億円 サブファンド出資 1 1 0件 出資決定額 68.54億円

※サブファント出資の件数には、A-FIVE直接出資案件に対するサブファンド出資分は含まない。

北海道	10	新潟県	3	岡山県	3
青森県	2	石川県	2	広島県	6
岩手県	4	福井県	1	山口県	1
宮城県	1	長野県	4	香川県	2
秋田県	1	岐阜県	3	徳島県	2
山形県	1	静岡県	1	愛媛県	4
福島県	2	愛知県	1	福岡県	6
茨城県	4	三重県	1	佐賀県	1
群馬県	1	滋賀県	1	長崎県	1
栃木県	1	京都府	2	熊本県	8
千葉県	7	兵庫県	2	宮崎県	4
東京都	6	和歌山県	3	鹿児島県	4
神奈川県	1	島根県	2	沖縄県	3

(注)所在地については、6次産業化事業体の所在地

〇47都道府県中で39都道府県から112案件が組成



A-FIVEの実投資額等の現状と今後の収支シミュレーションについて

- A-FIVEの運営経費(販管費)は、平成24年度~平成28年度の合計で33.9億円。A-FIVEの存続期間中に必要となる運営経費は総額で最大230億円と試算。
- A-FIVEの運営経費を賄いつつ産投へのリターンを確保するためには、最低でも、総額で約280億円 (A-FIVE ベース) の出資実行が必要。
- 現在、出資金額は決定ベースで約49億円(A-FIVEベース)となっており引き続き出資の拡大が必要。

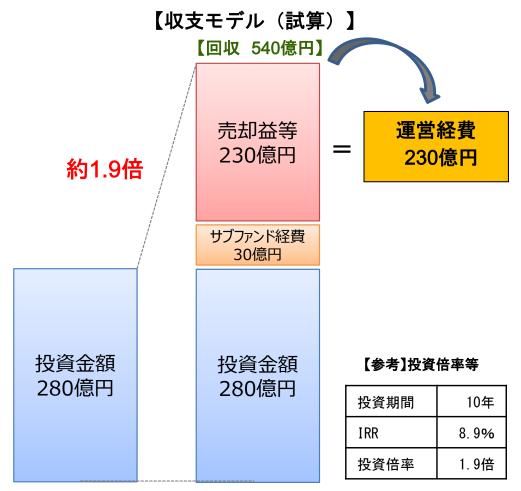
【これまでの実投資額、サブファンド経費及び運営経費】

年	年 度 実投資額		サブファンド経費		運営経費		
	24年度					1.	2億円
実	25年度	1.	8億円	1.	3 億円	6.	6億円
 績	26年度	10.	9 億円	2.	3 億円	8.	O億円
	26年度 27年度	25.	O億円	2.	4 億円	8.	4 億円
(見込み)	28年度	8.	6億円	1.	6 億円	9.	8億円
合	計	46.	2億円	7.	6億円	33.	9億円

【今後のシミュレーション】

- 平成34年度までを投資期間として、 年間40億円(平均)程度の出資を行い、総額 で約280億円の出資を目指す。
- A-FIVEの業務終了までの<u>運営経費は約230</u> 億円を見込む。

注:29年度以降の運営経費は認可予算ベースで試算。



※28年度末時点におけるEXIT実績は7件。 出資総額12.5億円(機構ベース)に対し出資回収額13.9億円。 投資倍率は約1.1倍、IRRは約9.9%となっている。

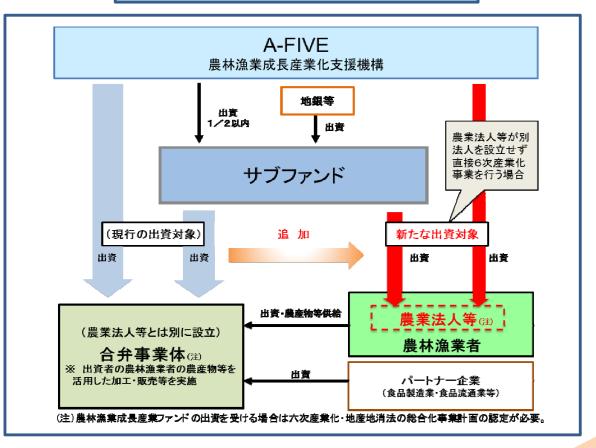
これまでの農林漁業成長産業化ファンドの制度運用の見直し等

- 農林漁業成長産業化ファンドの農林漁業者等による活用を推進するため、以下のような運用改善を実施。
- ① サブファンドの出資割合の引き上げを可能とする特例を措置(平成26年10月)
- ② 無議決権株式、劣後ローンの活用等を解説した「農林漁業成長産業化ファンドの活用に係るガイドライン」を公表(平成26年10月)
- ③ 6次産業化に取り組む農林漁業者の国内外の販路開拓等を支援する事業者をA-FIVEの出資対象に追加(平成28年5月)
- 〇 更に、農林漁業を行う法人が別法人を作らずに6次産業化に取り組む場合における直接的な支援を可能とするため、支援基準の改正を実施(5月31日付施行)。

サブファンドの出資割合の引き上げ(平成26年10月)

【出資割合引き上げのイメージ】 パートナー企業 農林漁業者出資分 出資分 1/2 サブファンド出資分 く農林漁業者の主導性は引き続き確保> 【出資割合引き上げの要件】 ①事業の規模等からみて農林漁業者が出資をおこな うことが困難であること。 ②高い収益性の確保が見込まれること。 ③農林漁業者の所得の確保及び農山漁村における 雇用機会の創出に資すること。

農業法人等への直接的な支援



優良案件の組成、出資拡大等に向けた取組方針について①

- 〇 農林水産省及びA-FIVEは、今後、関係機関と連携しながら、以下の取組を重点的に実施していくことで更なる出資の拡大を図っていく考え。
- 〇 また、5月12日に成立した「農業競争力強化支援法」関連業務へも的確な対応を図っていくこととしている。
- 現在、農林水産省とA-FIVEにおいては、これらの取組を実現するため、案件組成に向けた具体的なアクションと目標の設定について調整を進め、A-FIVEの中期経営計画(6月下旬に策定予定)にこれらを盛り込むとともに、その進捗状況のフォローアップを行っていく。

1 案件組成への取組強化

① 収支計画の策定

今後3年間の中期経営計画を策定する中で、A-FIVEとしての収益性の確保が可能となるよう、投融資に当たっての基本方針、出資拡大への取組方針等を定める。

② サブファンド出資の拡大

サブファンドとの連携を緊密にして、地元の農林漁業者が取り組みやすい<u>地域密着型の案件を引き続き組成。出資実績が少ないサブファンド等に対しては、集中的な案件組成支援を実施</u>し、<u>サブファンド全体の案件組成力の向上を図る</u>。

③ A-FIVEによる直接投資への積極的取組

A-FIVEによる<u>直接投資</u>にも積極的に取り組み、大企業や銀行の協力を得て<u>輸出関連を含む大型案件の組成</u>に注力。 年間で出資規模で30~40億円程度の直接投資の実現を目指す。

④ 農業法人等に対する直接的な出資の活用 5月下旬に措置予定の農業法人等に対する直接的な出資の仕組みを最大限活用し出資の拡大を図る。

優良案件の組成、出資拡大等に向けた取組方針について②

⑤ 日本政策金融公庫との連携強化

全国各地に支店を有し、農林水産業生産の状況にも精通している<u>日本政策金融公庫との連携を強化。両者における</u> 連携体制を構築し、<u>情報共有を行う</u>とともに、<u>融資案件と出資案件がマッチングした協調出融資を進める</u>等、<u>案件発掘を</u>加速化。

2 農業競争力強化支援法関連業務への対応

今国会で成立した農業競争力強化支援法において、各業界の競争力強化のための支援措置の一つとしてA-FIVEの出融 資が位置づけられていることから、今後整備される具体的な仕組みに即して的確に対応。

3 異業種分野への進出促進

これまでも、新たな食料品の製造・販売等にとどまらず、観光、美容・セラピー、バイオマスエネルギー等多様な<u>異業種分野</u> <u>に及ぶ取組に支援</u>してきているが、<u>更に医療・医薬等の新たな分野への取組を支援</u>。

4 出資先への支援強化

既出資案件からの確実なリターンを確保するため、サブファンドと協力し事業期間中に発生する様々な経営課題に適時適切に対応すべく、当機構の支援体制を強化。

5 更なる制度の改善等の検討

農林水産省においては、以上の取組の成果、実績を見極めつつ、更なる制度の改善等を検討。

(参考)農業競争力強化支援法への対応について

- 〇 農業競争力強化プログラム(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)に基づき、今通常国会で、農業競争力強化支援法が成立。(平成29年5月12日成立)
- 本法においては、農業生産関連事業者が行う事業再編等の取組に対する支援策として、AーFIVEによる出資が位置づけられている。

